

2025年7月に発生したカムチャツカ半島付近の地震に伴う津波により
被災されたお客さまに対する電気料金の特別措置について

2025年8月8日

関西電力株式会社

2025年7月に発生したカムチャツカ半島付近の地震に伴う津波により被災されたお客さまに、謹んでお見舞い申し上げます。

当社は、津波の影響により災害救助法が適用された地域において、被災されたお客さまからお申し出を受けた場合に、下記の特別措置を講じることとしました。

記

1. 対象地域

国が定める災害救助法の適用地域（別紙）のうち、当社が供給する地域

2. 特別措置の内容

（1）支払期日の1ヶ月延長

2025年7月分、8月分および9月分の電気料金の支払期日（検針日の翌日から30日目）を1ヶ月間延長します。ただし、支払期日の延長は、支払期日が災害救助法の適用日以降となるものに限ります。

（2）不使用日の電気料金の免除

被災日から2026年1月末日までの間で、被災日から継続して電気を使用されない場合、電気料金の算定期間ごとに、電気を使用されない日数1日ごとに料金表に規定する基本料金の4パーセント※を割り引きます。

※特別高圧・高圧のお客さまは、託送料金における割引相当額を基本料金から割り引きます。

（3）被災により使用できなくなった設備の基本料金の免除

お客さまの電気設備が、災害のため一時使用不能となった場合は、2026年1月末日までの間、その使用不能設備に相当する基本料金を免除します。

（4）工事費負担金等相当額の免除

災害救助法適用地域のお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者が当該災害に対して実施する、託送料金等の特別措置における「工事費負担金の免除」または「臨時工事費の免除」の適用基準に該当する場合は、工事費負担金等相当額を申し受けません。

3. 特別措置の申込方法

本特別措置の適用を希望される場合は、市町村へ罹災証明の発行申請等を行っていただき、以下連絡先までお問い合わせください。

（お問合わせ先）

低圧のお客さま	「はぴeプラス」をご利用のお客さま	0800-777-8094
	「動力おとくプラス」をご利用のお客さま ※「はぴeプラス」を併せてご利用の場合も含む。	0120-926-280
特別高圧・高圧のお客さま		0120-926-280

以上

災害救助法の適用地域

都道府県	市町村	適用日
北海道	函館市、小樽市、室蘭市、釧路市、北見市、網走市、留萌市、苫小牧市、稚内市、紋別市、根室市、登別市、伊達市、石狩市、北斗市、松前郡松前町、松前郡福島町、上磯郡知内町、上磯郡木古内町、茅部郡鹿部町、茅部郡森町、二世郡八雲町、山越郡長万部町、寿都郡黒松内町、積丹郡積丹町、古平郡古平町、余市郡余市町、増毛郡増毛町、留萌郡小平町、苫前郡苫前町、苫前郡羽幌町、苫前郡初山別村、天塩郡遠別町、天塩郡天塩町、天塩郡豊富町、天塩郡幌延町、宗谷郡猿払村、枝幸郡浜頓別町、枝幸郡枝幸町、礼文郡礼文町、利尻郡利尻町、利尻郡利尻富士町、斜里郡斜里町、斜里郡小清水町、紋別郡湧別町、紋別郡興部町、紋別郡雄武町、虻田郡豊浦町、虻田郡洞爺湖町、白老郡白老町、勇払郡厚真町、勇払郡むかわ町、沙流郡日高町、新冠郡新冠町、浦河郡浦河町、様似郡様似町、幌泉郡えりも町、日高郡新ひだか町、広尾郡大樹町、広尾郡広尾町、中川郡豊頃町、十勝郡浦幌町、釧路郡釧路町、厚岸郡厚岸町、厚岸郡浜中町、白糠郡白糠町、野付郡別海町、標津郡標津町、目梨郡羅臼町	7月30日
青森県	八戸市、三沢市、むつ市、東津軽郡外ヶ浜町、上北郡六ヶ所村、上北郡おいらせ町、下北郡風間浦村、下北郡佐井村、三戸郡階上町	
岩手県	宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、下閉伊郡岩泉町、下閉伊郡田野畑村、下閉伊郡普代村、九戸郡野田村、九戸郡洋野町	
宮城県	仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理郡亘理町、亘理郡山元町、宮城郡松島町、宮城郡七ヶ浜町、宮城郡利府町、牡鹿郡女川町、本吉郡南三陸町	
福島県	いわき市、双葉郡広野町、相馬郡新地町	
静岡県	静岡市、沼津市、伊東市、富士市、磐田市、下田市、伊豆市、賀茂郡東伊豆町	
三重県	鳥羽市、志摩市	

以上